第３５号議案

一宮市立小中学校隣接校選択制実施に伴う受入れ人数枠の設定について

一宮市立小中学校隣接校選択制実施に伴う受入れ人数枠の設定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和８年９月２９日

一宮市教育委員会
教育長　高　橋　信　哉

提案理由

令和９年４月新入学児童・生徒を対象とした隣接校選択制の実施において、受入れ人数枠を決定するため、本案を提出します。

2026年度隣接校選択制実施における各小中学校受入れ人数枠

（2027年4月新入学者対象）

1．小学校

小学校名	受入れ人数枠	小学校名	受入れ人数枠	小学校名	受入れ人数枠
宮　西	２０	浅井北	２０	葉栗北	１１
貴　船	１７	北　方	１１	大和南	２０
神　山	１３	大和東	２０	浅井中	１４
大　志	２０	大和西	２０	千秋東	１１
向　山	１３	今伊勢	１０	起	１２
葉　栗	１３	奥	１３	三　条	１０
西　成	１４	萩　原	１３	小信中島	１８
瀬　部	１２	中　島	２０	朝日東	９
赤　見	２０	千　秋	１３	朝日西	２０
浅　野	２０	千秋南	１２	開　明	９
丹　陽	１１	富　士	１８	大　徳	１２
丹陽西	１２	末　広	１０	黒　田	１５
丹陽南	１３	西成東	２０	木曽川西	１７
浅井南	２０	今伊勢西	９	木曽川東	２０

2．中学校

中学校名	受入れ人数枠	中学校名	受入れ人数枠
北　部	２０	奥	２０
中　部	２０	萩　原	１１
南　部	１０	千　秋	１０
葉　栗	１６	西成東部	２０
西　成	２０	大和南	２０
丹　陽	１０	尾西第一	２０
浅　井	１６	尾西第二	１８
北　方	１９	尾西第三	１８
大　和	１７	木曽川	１５
今伊勢	２０		

第３６号議案

令和９年度教職員定期人事異動方針について

令和９年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和８年９月２９日

一宮市教育委員会
教育長　高　橋　信　哉

提案理由

市民の信頼に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、教職員の教育意欲を高揚し、学校の組織力を向上させるための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

令和９年度　教職員定期人事異動方針について

一宮市教育委員会

１　方　　針

愛知県教育委員会の「令和９年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

(1) 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から学校の組織力を発揮できる体制づくりをはかる。

(2) 職務経験の多様化や本市の学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。

(3) 教職員の意識向上及び学校の活性化をはかる。

(4) 特別支援教育の一層の充実、各学校の魅力化の推進や課題解決、及び社会の変化に対応した学校づくりをねらいとした配置に努める。

(5) 遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的に調整に努める。

２　実施要項

(1) 校長については愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に、教頭については愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

(2) 多様で豊富な教育的経験をもてるように、学校種別間の交流について配慮するとともに、小中学校間の異動を推進する。

(3) 同一学校の長期勤務者についての異動

ア　同一学校６年以上の勤務者はその対象とする。

イ　新任より同一学校５年以上の勤務者を対象とする。

ウ　育児休業中の長期勤務者はその対象とする。

(4) 同一学校の短期勤務者についての異動

ア　勤務年数が３年未満の者については、原則として対象にしない。

(5) 通勤時間は片道おおむね１時間３０分程度までを原則とするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。

(6) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に配慮する。

参考資料

令和９年度教職員定期人事異動方針

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、一層高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、学校の組織力を向上させるため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

１　適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から学校の組織力を発揮できる体制づくりを図る。

２　職務経験の多様化や本県の公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。

３　全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進し、教職員の意識向上及び学校の活性化を図る。

４　特別支援教育の一層の充実、各学校の魅力化の推進や課題解決、及び社会の変化に対応した学校づくりをねらいとした配置に努める。

５　校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、教職員の能力を引き出し、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。